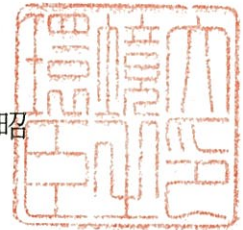


諮問 第512号  
環企発第1907041号  
令和元年7月4日

中央環境審議会会長  
武内 和彦 殿

環境大臣  
原田 義昭



残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（諮問）

標記について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第56条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について、貴審議会の意見を求める。」

（諮問理由）

平成13年5月に採択された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「ストックホルム条約」という。）は、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的として、残留性有機汚染物質の製造及び輸出入、使用等に係る規制等について規定した条約である。我が国は、平成14年8月、本条約を締結した。これまで、本条約で意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し、又は廃絶するための措置が必要な残留性有機汚染物質として規定されている物質については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）に基づき、法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定し、製造、輸入、使用及びこれらを含む製品の輸入を禁止する措置を講じてきたところである。

本年4月末から5月頭にかけて開催されたストックホルム条約第9回締約国会議において附属書の改正が決定され、新たに2物質群（ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質）が、同条約の附属書A（廃絶）の対象に追加された。ついては、我が国として条約の遵守に不可欠な措置を講じるため、①これらの物質を法の第一種特定化学物質に指定すること、②これらの物質の個別の適用除外の取扱いに関する事、③これらの物質が使用されている製品であって輸入を禁ずるものを指定すること、及び④技術上の指針の遵守義務及び表示義務の対象となる製品の指定に関する事について、法第56条第1項第1号の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。